本号で公布された法令のあらまし

◇**消防法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六八号）（総務省）

1　対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直し

対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することとした。（第五条の二第一項関係）

2　スプリンクラー設備に係る技術上の基準の見直し

㈠　避難が困難な要介護者又は障害者等を主として入所させる社会福祉施設等（別表第一(六)項ロに掲げる施設）のうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のものについて、㈡に定めるものを除き、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項関係）

㈡　別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物のうち、介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあっては、延べ面積が二七五平方メートル以上のものにスプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項関係）

3　自動火災報知設備に係る技術上の基準の見直し

別表第一(5)項イに掲げる防火対象物、同(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）並びに同一六の二項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、同(5)項イに掲げる防火対象物及び同(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供されるものに対して、延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することとした。（第二一条第一項関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を図ることとした。

5　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、第五条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令**（政令第三六九号）（経済産業省）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二五年法律第二五号）の施行期日は、平成二六年四月一日とすることとした。ただし、特定熱損失防止建築材料等に係る規定の施行期日は、平成二五年一二月二八日とすることとした。

◇**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三七〇号）（経済産業省）

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名を「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に変更することとした。

2　特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会は、総合資源エネルギー調査会とすることとした。（第二三条関係）

3　断熱材を特定熱損失防止建築材料に追加することとした。（第二三条の二関係）

4　特定熱損失防止建築材料である断熱材の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、年間の生産量又は輸入量が、一八万平方メートル以上とすることとした。（第二三条の三関係）

5　経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料製造事業者等に、生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量に関する事項等を報告させることができることとした。（第三二条第三項関係）

6　経済産業大臣は、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所等に立ち入り、特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備等を検査させることができることとした。（第三二条第四項関係）

二　関係政令の整理

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四六年政令第二六四号）等関係政令の規定の整理を行うこととした。

三　附則

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。ただし、第一条（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の題名の改正規定及び同令第一条第一項の改正規定を除く。）の規定は、平成二五年一二月二八日から施行することとした。

◇**港湾法施行令の一部を改正する政令**（政令第三七一号）（国土交通省）

1　緊急確保航路の区域として東京湾に係る緊急確保航路等の区域を定めることとした。（第一七条の一〇及び別表第五関係）

2　開発保全航路内における応急公用負担並びに緊急確保航路内における行為規制及び応急公用負担に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。（第二二条関係）

3　開発保全航路の区域として東京湾中央航路の区域を定めることとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成二六年一月一五日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三七二号）（環境省）

1　一・四―ジオキサンを含む水底土砂の排出方法に関する基準を定めることとした。（第五条関係）

2　海洋環境の保全の見地から有害である物質の追加等を行うこととした。（別表第一関係）

3　海洋環境の保全の見地から有害でない物質の追加を行うこととした。（別表第一の二関係）

4　この政令は、平成二六年六月一日から施行することとした。

◇**投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定**（条約第一七号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一〇条関係）